船橋市令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和４年６月１３日付子発 0613２号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第２条　船橋市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、第３条第２項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第１号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第２号に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、第１号のイ又はロに該当し、かつ、第２号のイに該当する者（第１号のイに該当する者については、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 17 条第１項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、第１号のハ又はニに該当し、かつ、第２号のイに該当する者（第１号のハに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

一　以下の養育要件のいずれかに該当すること。

イ　児童手当受給者

令和４年４月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第２条第１項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

ロ　特別児童扶養手当受給者

令和４年４月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者

ハ　新規児童手当受給者

令和４年５月から令和５年３月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第９条第１項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

ニ　新規特別児童扶養手当受給者

令和４年５月から令和５年３月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第８条第１項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

ホ　高校生等を養育する者

上記第１号のイからニまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成 16 年４月２日から平成 19 年４月１日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和４年３月３１日において日本国内に住所を有するもの又は同年４月１日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

ヘ　政令で定める額以上の収入がある養育者

上記第１号のイから二までのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第７条に規定する額以上の収入があり、平成19年４月２日以降に出生した児童を養育する者であって、令和４年３月３１日において日本国内に住所を有する者又は同年４月１日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

二　以下の所得要件のいずれかに該当すること。

イ　令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和４年度分の市

町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

ロ　令和４年１月以降の家計急変者

上記第２号のイに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和４年１月以降の家計が急変し、令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の１年間の収入見込額（令和４年１月から令和５年２月までの任意の１か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は１年間の所得見込額（当該収入見込額から１年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をという。）

２　前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和４年４月１日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

一　児童手当法第４条第１項第４号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

二　同号に規定する障害児入所施設等の設置者

三　法人

（本給付金の支給額等）

第３条　本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童１人につき、５万円とする。

２　本給付金の対象児童は、平成16年４月２日（特別児童扶養手当等の支給に

関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第３で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 14 年４月２日）から令和５年２月 28 日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第１条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

３　既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

４　児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

５　児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第４条　市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和４年４月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和４年４月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市が令和４年５月から令和５年３月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は市が令和４年５月から令和５年３月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第５条　市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、別紙様式第１号の給付金受給拒否の届出書により届出を行う。

２　市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第４号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号、第２号又は第３号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一　児童手当支給口座振込方式　児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

二　特別児童扶養手当支給口座振込方式　特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

三　指定口座振込方式　前項の支給決定までに、支給対象者が市に別紙様式第２号の支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

四　窓口交付方式　口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

第６条　申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第２項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

２　申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和５年２月 28 日までとする。ただし、令和５年３月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和５年３月 15 日までとする。なお、申請後、申請期限を過ぎてなお、申請における不備等が補完されない場合には、給付金の申請を取り下げたものとみなす。

（申請による支給の方式）

第７条　申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第３号の申請書（以下「本給付金申請書」という。）により申請を行う。市長は、審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。

２　申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住し

ていることその他第１号又は第２号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

一　郵送申請口座振込方式　申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

二　窓口申請口座振込方式　申請者が本給付金申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

三　窓口交付方式　申請者が本給付金申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　市長は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに別紙様式第４号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第２条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

４　市長は、第１項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第８条　代理により第７条第１項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第９条　市長は、第７条第１項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第７条第２項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条　市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第６条第２項の申請期限までに第７条第１項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞

退したものとみなす。

２　市長が第５条第１項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により支給決定を行った日から令和５年３月３１日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

３　市長が第９条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給決定を行った日から令和５年３月３１日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条　市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条　本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月３日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） 受給拒否の届出書

市区町村
受付印

船橋市長殿

1, 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。

2, 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和　　年　　月　　日

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（顔写真のある面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号（第5条関係）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書

市区町村
受付印

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給市区町村
船橋市長　殿

1．届出者

（フリガナ） 氏　　名	性別	生年月日	現　　住　　所
		年　月　日	電話　（　　）

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2．新規振込先指定口座（児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の 口座に限ります。）

指定の金融機関口座（原則、1．の届出者の口座とします。）への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右詰めでお書きください。）	口座名義（フリガナのみ）※「1．届出者」名義に限る。※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】（チェック欄（□）に『✓』を入れてください。）

□　船橋市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、船橋市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）が支給されないことに同意します。

提出書類

□　**『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書』（本書）**

※ 必要事項をご記入ください。

□　**『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』**

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

様式第4号（第7条関係）

簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
○ 下記にある【要件１】及び【要件２】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件１】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-１、③-２で収入が高い方）が新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
※③-１と③-２の収入比較の結果、令和４年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者（児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者）の方が収入が低く、その配偶者等の方が収入が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者（児童手当受給者等の配偶者等）又はその配偶者等（児童手当受給者等）のうち少なくとも一方が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していれば「要件１」に該当することとなります。

②-1 申請者の令和４年１月以降の任意の月の収入（１か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和　＿年　＿月			注意事項
収入	給与収入【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※**給与明細書**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入	事業収入又は不動産収入【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※**帳簿**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入	年金収入【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※**年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書**などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A ＋ B ＋ C】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	円

②-2 配偶者等の令和４年１月以降の任意の月の収入（１か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和　＿年　＿月（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）			注意事項
収入	給与収入【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※**給与明細書**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入	事業収入又は不動産収入【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※**帳簿**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
収入	年金収入【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※**年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書**などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A ＋ B ＋ C】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	円

④ ③-１(申請者)の年間収入見込額が③-２(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額	円

※ ③-１(申請者)の年間収入見込額が③-２(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は２０４．３万円としてください。
※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

＜早見表＞

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
２人　（例）夫(婦)子１人	１５６．０万円
３人　（例）夫婦子１人	２０５．７万円
４人　（例）夫婦子２人	２５５．７万円
５人　（例）夫婦子３人	３０５．７万円
６人　（例）夫婦子４人	３５５．７万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額１０３万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む　収入金額１０３万円以下の者）

→【要件２】申請者について、③-１ 年間収入見込額が　④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件２】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（水色）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

□　【要件】に該当します。　　□　収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が０円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。

□　今後１年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後１年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

□　本申立の内容に相違ありません。
令和　　年　　月　　日　　申請者氏名

配偶者等氏名

様式第4号（第7条関係）

簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
○ 下記にある【要件１】及び【要件２】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件１】①にチェックが入っていること。

※申請者（（５）で所得が高い方）が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
※（５）の所得比較の結果、令和４年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった者（児童手当等の受給者や中学校修了以降の児童の養育者のうち主たる生計維持者）の方が所得が低く、その配偶者等の方が所得が高いため申請者となる場合は、家計として、申請者（児童手当受給者等の配偶者等）又はその配偶者等（児童手当受給者等）のうち少なくとも一方が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していれば「要件１」に該当することとなります。

②-1 申請者の令和４年１月以降の任意の月の収入（１か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和＿＿年＿＿月			注意事項
収入	給与収入【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※**給与明細書**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※**帳簿**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください ※**年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書**などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A ＋ B ＋ C】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）　円

②-2 配偶者等の令和４年１月以降の任意の月の収入（１か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和＿＿年＿＿月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）			注意事項
収入	給与収入【A】	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※**給与明細書**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※**帳簿**などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください ※**年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書**などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A ＋ B ＋ C】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）　円

（参考：非課税相当収入限度額）

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
２人　（例）夫(婦)子１人	１５６．０万円
３人　（例）夫婦子１人	２０５．７万円
４人　（例）夫婦子２人	２５５．７万円
５人　（例）夫婦子３人	３０５．７万円
６人　（例）夫婦子４人	３５５．７万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額１０３万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む　収入金額１０３万円以下の者）

（次ページに続きます）

④【要件２】に該当するか確認してください。

（１）以下のフローチャートにより、要件２を確認してください。

（１）申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	（申請者）収入額	円	（配偶者等）収入額	円

（２）（１）年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	（申請者）給与所得控除額	円	（配偶者等）給与所得控除額	円

給与所得控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

①Ａの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → ５５万円
②Ａの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下　→　給与収入分×40%－10万円
③Ａの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下　→　給与収入分×30%＋8万円
④Ａの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下　→　給与収入分×20%＋44万円

（３）（１）年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	（申請者）事業収入等の経費	円	（配偶者等）事業収入等の経費	円

事業収入等の経費

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

（４）（１）年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	（申請者）公的年金等控除	円	（配偶者等）公的年金等控除	円

公的年金等控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

（65歳未満の方）　公的年金等収入分　→　控除額
：60万円以下　→　公的年金等収入分の全額
：60万円超130万円未満　→　60万円
：130万円以上410万円未満　→　公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
：410万円以上770万円未満　→　公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
（65歳以上の方）　公的年金等収入分　→　控除額
：110万円以下　→　公的年金等収入分の全額
：110万円超330万円未満　→　110万円
：330万円以上410万円未満　→　公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
：410万円以上770万円未満　→　公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

（５）年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。（５）＝（１）－（（２）＋（３）＋（４））

所得見込	（申請者）年間所得見込額	円	（配偶者等）年間所得見込額	円

（６）申請者の方が（５）の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	（申請者）非課税所得限度額	円

※「申請者」と「配偶者等」の（５）年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。
※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は１３５万円としてください。

＜早見表＞

世帯の人数	非課税所得限度額
２人（例）夫(婦)子１人	１０１万円
３人（例）夫婦子１人	１３６万円
４人（例）夫婦子２人	１７１万円
５人（例）夫婦子３人	２０６万円
６人（例）夫婦子４人	２４１万円

→【要件２】申請者（所得が高い方）の（５）年間所得見込額が（６）非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

□　【所得要件】に該当します。

□　収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が０円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。

□　控除額が分かる書類（帳簿等）を提出しています。（前ページの【Ｂ】欄に記入した場合のみ）

□　今後１年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後１年間の所得見込額が非課税所得限度額上回ることが明らかであるものではありません。

□　給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

□　本申立の内容に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

申請者氏名

配偶者等氏名